

2005

3/1

# 小田原

まちづくり情報誌



巻頭特集

今こそ、「生きる力」を!



いま教育の現場では、単に知識や技能を教えるだけではない、子どもたちに必要な「生きる力」をはぐくむ教育に取り組んでいます。

それでは、「生きる力」とは具体的に何でしょうか。文部科学省では、「生きる力」を、知識や技能に加え、自ら学びを考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する「確かな学力」、自ら律し、他人と協調し、人を思いやる「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」の三つの要素からなる力と説明しています。本市が昨年4月に制定した「小田原市教育都市宣言」でも、「生きる力」の育成を最も大切なことの一つに挙げています。

この「生きる力」の育成を目指して、学校では、教育の内容や方法を工夫し、個に応じた指導の充実や、体験的、問題解決的な学習の充実に努めるなど、特色ある学校づくりを進めています。

また、教育委員会としては、学校の通学区域や学期など学校制度のあり方の検討や見直しを行うとともに、学校施設など教育環境の整備について、新しい学習理念を取り入れた、学びやすい環境づくりなどに取り組んでいます。

# 市立小中学校の通学区域を弾力化します

市では平成15年11月に、小田原にふさわしい通学区域(学区)を調査・研究するため、「小田原市学区審議会」を設置しました。

審議会では、保護者などが満足し、児童・生徒が楽しく安心して通学できるよう、「学校選択制」の導入などについて検討を行ってきました。昨年7月には、学区制度や学校選択制について、市民の皆さんや学校現場の意見を幅広く聞くため学区制度に関するアンケートを実施。このアンケート結果も踏まえ、さまざまな角度から審議が進められ、2月9日に教育委員会へ答申書が提出されました。

答申内容は、「地域と学校のつながり

を大切なものと考え、学校選択制の導入は見送ることとするが、各家庭の事情や保護者・児童生徒の要望に応えるよう、通学区域をもっと弾力的に広げた方がよい」というものでした。

市教育委員会では、この答申を受け、一定の理由がある場合に、指定された学校以外への通学を認める通学区域の弾力的運用の許可基準や許可期間の見直しを行い、4月1日から、左表のとおり実施することとしました。



## 平成17年度から変わる指定変更の許可基準

※市内の中学校間で指定校以外の学校に通学する場合

事由	具体的な内容	許可期間
一時的転居	新・改築などで一時的に学区外に居住する場合	従前のとおり(申請期間)
転居	学区外に転居したが、転居前の学校に通学する場合	許可期間を卒業まで延長
転居予定	家屋の新・改築、購入や借家の入居により、転居することがはっきりしている場合	従前のとおり(転居予定期まで)
両親共働きなど	両親の共働きなどにより、登校前や下校後に児童生徒の養育が困難な場合	許可期間を中学校卒業まで延長(1年ごとに更新)
店舗等経営	学区外に住民登録があり、居住しているが、学区内で店舗などを経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合	許可期間を中学校卒業まで延長(1年ごとに更新)
兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	卒業まで
教育的配慮	上記以外で、病気、精神的理由、家庭の理由、そのほか教育的配慮が必要と思われる場合	必要と認められる期間

## 「学校選択制」とは?

平成12年に東京都品川区が実施して以降、各地で導入する自治体が増えていきます。実施形態としては、

- ①市内のすべての学校から選択可能
  - ②市内をいくつかのブロックに分け、そのブロック内の学校の選択が可能
  - ③学区による指定校と、隣接した学校からの選択が可能
- の三つの方法があります。

「学校がそれぞれの特色づくりに取り組み、活性化する」「保護者の学校への関心が高まる」などのメリットがある一方で、「学校間格差が生じる」「学校と地域の関係が希薄になる」などのデメリットも指摘されています。





## 白山中学校の校舎をリニューアル!

「生きる力」を育てるため、いま教育の現場では「新しい教育理念のもと、「総合的な学習の時間」など多様な学習活動が行われています。しかし、このように学校施設のほとんどが建設後20～30年を過ぎて老朽化が進み、このような多様な学習活動に対応できないなどの課題が生じています。

年度には、市立小中学校校舎リニューアル整備計画を策定しました。

「一般的な学習者の時間」など多様な学習活動が行われる。しかし、市内での学校施設のほとんどが建設後20～30年を過ぎて老朽化が進み、このような多様な学習活動に対応できないなどの課題が生じています。

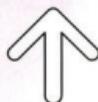
そこで、市では平成13・14年度、校舎などの状況調査や既存施設の有効活用などを検討。その結果を踏まえ、15

この整備により、総合的な学習の時間や少人数学習に対応できるラーニングルーム、生徒の休息に使用できるランニングルーム、不登校生徒の作業学習に利用ができるワークルームなどが新たに設置されました。来年度以降も、同校の整備を進めて

いくとともに、順次ほかの小中学校を対象とした整備にも着手していきます。

A black and white photograph of a modern interior space. In the foreground, there is a polished floor with a subtle pattern. To the left, a set of large glass doors is partially open, revealing a room with vertical blinds covering the windows. The ceiling is equipped with long, linear fluorescent light fixtures. To the right, another room is visible through an open doorway, featuring a wall covered in framed photographs or artwork.

#### 整備後(ラーニングルーム)



整備前(給食室入室)

白山中学校生徒の声

「教室は、後ろにあったロッカーが廊下に移ったため、今までと比べてだいぶ広い感じがします」「ラウンジを造つてほしい」という希望は生徒会の中で一番多かったこともあります。休み時間など休憩によく利用されています。「ラングリームは、総合学習や manus [マヌス] に使われています。教室と違って、いつも使わないので、少しリラックスした授業ができます。これからも、このラングルームやラウンジを大切に使つていきたいと思います」。

A black and white photograph of three young women standing in a row. They are all wearing dark-colored, double-breasted blazers over collared shirts. The woman on the left has short, dark hair and is looking directly at the camera. The woman in the middle has shoulder-length dark hair and is also looking forward. The woman on the right has long, dark hair and is smiling slightly. They are positioned in front of a wall with some decorative elements, possibly hanging branches or clouds.

左から、ラーニングルーム活用委員会(生徒会本部)の下澤さん、永松さん、金子さん

A black and white photograph of Kōtarō Yokota, the Mayor of Yokohama, standing to the left of a large vertical banner. The banner has the text '生きる力' (The Power of Life) at the top, followed by '子どものこころの発達と' (The development of children's hearts and), and '市議会委員会' (City Council Committee) at the bottom. Yokota is wearing a dark suit and tie.

A black and white portrait photograph of a middle-aged man with short, dark hair. He is wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt and a patterned tie. The photo is set against a plain, light-colored background.

市教育委員會



# だれもが 気持ちよく利用できる 病院を目指して

本市が平成14年度に行った「市民満足度重要度調査」で、市立病院は、「重要度は高いものの満足度は低い」という結果でした。満足度の低い最大の理由は「混んでおり、待ち時間が長い」ことでした。平成15年度の同調査では、重要度、満足度ともに向上したものの、院内に設置している「あなたの声」には、不満の声もいただいています。そこで、だれもが気持ちよく利用できる病院にするための取り組みを紹介します。

●市立病院経営管理課 ☎34-3175 (内線) 3604



## 土曜診療を開始 診療開始時間を 15分早めます

市立病院では、「土曜日も開院してほしい」、「待ち時間を見くしてほしい」とのご要望に応えるため、平成17年4月から次のとおり土曜診療を始めます。

### 土曜診療

診療日 毎月第1、第3、第5土曜日

受付時間 7時30分～10時

診療時間 8時45分～12時

**診療科** 心身医療科と麻酔科を除く全

科(内科は一般内科のみ 専門

外来は行いません)

※予約診療は行いません。小児科の携

帯電話による予約診療も行いません。

※最初の土曜診

療は4月2日 からです。

また、月曜日 時間も15分早

め、8時45分 からとします。



## 神経内科と 形成外科が できます

4月1日から神経内科と

形成外科ができます。

神経内科は、脳や脊椎、

神経、筋肉に生じた病気を診

断・治療する診療科です。從

来からこうした病気の診療

も行っていましたが、新たに

科名を掲げることで、脳血管

疾患に不安を感じているか

た、専門的な治療を望んでい

るかたなどが来院されたと

き、どの診療科で診察してもらえばよ

いのかが分かりやすくなります。

また、専門的、効率的な治療を行え

るようになります。なお、神経内科は、

心療内科メンタルヘルス、軽度のうつ、

心身症などの診療科」とは違いますので

ご注意ください。

形成外科は、顔面の外傷や骨折の整

復、乳がんなどの悪性腫瘍切除後の再

建、あざしみへのレーザー治療、ケロ

イドなどを取り扱う診療科です。

これまで、週に1日、専門の医師が

来院し診療をしていましたが、新たに

常勤医師を採用し、毎日診療すること

で、より多くのかたに専門的な治療を

効率的に行えるようになります。

また、入院を要するかたへの対応も



## 全職員の意識改革を進めます

## 市立病院からのお願いかかりつけ医を持ちましょう

次の3つの目標を掲げ、全職員一丸となって取り組んでいます。今後も、皆さんに愛される病院を目指します。

- ①職員の態度・対応に関する苦情「〇」を目指します
- ②待ち時間を短縮します
- ③だれにでも優しい施設に生まれ変わります



### COLUMN

#### 医師臨床研修推進特区の状況

平成18年4月から、医師法の改正により医学部卒後2年間の臨床研修が義務付けられました。

臨床研修指定病院である市立病院では、構造改革特区の認定を受け、地方公務員法で最長1年間とされている臨時的任用のできる期間を2年間に延長し、地域医療の担い手となる医師の育成を進めています。

既に、該当する研修医1人を任用し、平成17年度には2年目の任用期間に入ります。

また、平成17年4月には、新たに2人の研修医を任用する予定です。



市立病院では、これからも皆さんに安心して受診していただけるよう、さまざまな改善に取り組んでいきます。しかし、安全で安心できる医療を提供するためには、診療できる患者さんの人数に限界があります。  
そこで、皆さんにはぜひ「かかりつけ医（ホームドクター）」をつくりたいと考えています。自宅の近くで気軽に相談でき、場合によつては往診をしてもらえるようなかかりつけ医に、普段の身体の状態を把握してもらおうことが大切です。少し具合が悪いなと思ったときは、まずかかりつけ医に相談し、診療の結果、更に専門的な検査・治療が必要となつたときは、紹介状をお持ちのうえ、市立病院にお越しください。

●市立病院地域医療相談室  
☎343175（内線）3536  
内は、小田原医師会「地域医療連携室」  
にお問合せください。

その際は、かかりつけ医からの連絡で、診療科や受診日時を予約することもできます。  
その後、病状が安定した場合には、再びかかりつけ医に診ていただくというように、市立病院とかかりつけ医の役割分担が進めば、長時間お待たせすことなく受診していただけるようになります。  
このようないくつかの取り組みのことを厚生労働省では「病診連携システム」と呼び、積極的に推進しています。

かかりつけ医からの紹介予約制度や病診連携システムについて詳しくは、市立病院「地域医療相談室」へお問い合わせください。

●小田原医師会地域医療連携室  
☎470833 電493766  
Eメール odiki@triton.ocn.ne.jp  
<http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp>



# 行革ニュース 第11回

## 市民の皆さんが選んだ事業に 1億円を配分します

広報おだわら2月1日号でお知らせした市民アンケートに基づき、市民税の1%相当額、約1億円を配分する事業予算案が決まりましたので、報告します。

●行政経営室 ☎ 331305

### アンケート

では、市民の皆さん約3,000人に、優先して予算配分すべきと思われる事業分野を選択していました。17年度予算案では、アンケート結果に基づいて回答割合が高かった分野に、総額約1億円を優先して重点的に配分しました。

市では、市民の目線にたったメリハリのある予算配分をすることで、皆さんは納税意識を高めていた大きながら、協働してまちづくりを進めています。

今後、皆さんに、選択の効果を感じていただけよう、事業の結果について、お知らせしていきます。

### 回答内容の内訳

回収数 1,775人(回収率61.5%)	
①高齢者福祉・介護保険サービスの充実	22.5%
②介護保険サービスの充実	17.7%
③子育て支援策の充実	14.7%
④学校教育の充実	14.5%
⑤魅力ある都市・まちなみづくりの推進	13.1%
⑥道路の整備	10.6%
⑦商工業の振興	6.9%

### 高齢者福祉・介護保険サービスの充実

①サービスが利用しやすくなるよう、介護保険の相談や、高齢者の健康づくりのための情報提供を充実します。

予算額2,500万円  
②転倒による骨折の予防や運動機能回復のため、高齢者の筋力トレーニングを支援します。

予算額2,400万円  
③小児医療費助成の期間を計画よりも前倒して拡大します。

予算額3,000万円  
5歳の誕生日までとなつているお子さんの通院時の医療費助成を、計画を早めて拡大し、10月から6歳の誕生日までにします。

予算額2,700万円  
④健康を重視した教育環境を整えるため、全ての小・中学校の保健室に冷暖房機を設置します。

予算額2,700万円  
アンケートへのご協力ありがとうございました。

## おだわらインフォメーション

Odawara Information

# 地震の被害と地形・地質との関係について（第4回）

●県温泉地学研究所 ☎ 233588

今回、市内の地形や地質に関連した地震災害について、県西部地震が発生した場合の被害想定をもとに説明します。

マグニチュード(M)7クラスの県西部地震が小田原市直下で発生した場合、市内の多くの地域で震度6弱、強い揺れが起きると想定されています。

この強い揺れにより、民家の倒壊、地盤の液状化現象、崖崩れなどの被害が生じます。酒匂川沿いや早川河口、中村川の流域では、地下水位が高いことや地盤が砂層などで形成されていることから、地盤が液状化する可能性があります。それにより、ビルや橋梁が沈下したり、地下埋設管やマンホールなどが浮き上がったりします。本市の東側の大磯丘陵や西側の根岸山地の傾斜地では、崖崩れや地滑りなどが発生する可能性があります。また、建物の被害だけでなく、道路や交通網の寸断により孤立地区が生じることも考えられます。

これらの地震から身を守る方法のひとつは、災害が発生した場所や被害の事例などから多くの教訓を学ぶことです。温泉地学研究所では、新潟県中越地震の被害写真の掲示や講演などをしています。県西部地域での最近の地震活動のまとめについては、温泉地学研究所のホームページでご覧いただけます。



新潟県中越地震によって道路の陥没が起きました。

県西部地震の震源が海域を含む場合は、津波の第1波が地震発生直後に到達します。海岸では、津波警報の発表が間に合わず、季節によっては、多数の遭難者が発生する可能性があります。捕れを感じたら、一刻も早く避難してください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/0325/>  
文末となりましたが、新潟県中越地震やスマトラ沖地震によつて亡くなられた多くのかたがたのご冥福をお祈りします。

PRIOメール

平成16年度政策総合研究所研究報告会を開きます

研究報告会を開きます  
政策総合研究所 331315



＜地域コミュニティ研究グループが行った下曾我地区での公開研究会＞ 地元の若手10人とともに住民のかたの意見を聞きながら議論を進めました。



＜マル徳参加者により行われた海岸清掃＞  
地域の憩いの場をきれいにする活動のきっかけにマル徳が使われ、約30人の参加者が清掃に汗を流しました。

政策結合研究室では、今年度、二つのプロジェクトが地域に入り、行動しながら研究を進めています。

「地域コミュニティ研究グループ」は、下曾我区などをモデルに、身近な地域の問題を土地柄に合ったやり方で解決する方法を探りました。

「マル徳交流グループ」の社会実験では、小さなグルーブなど、その活動の特徴に応じた助け合いのあり

日時	3月27日(日)
場所	市役所大会議室(市役所7階)
内容	マル徳交流グループと地域コミュニティ研究グループの研究報告会
※申込不要	

### おだわらインフォメーション

Colorware Information

このたび、サポートセンターにインターネットも利用できるノートパソコン18台を整備しました。また、情報収集用に書作成などはもとより、パソコンによるティーチングを行なう講習会にもご利用でできますので、ご活用ください。貸し出しあります。

おだわら市民活動サポートセンターで  
インターネット!!

パソコンボランティア)があります。  
パソコンボランティアにでき  
とには限りがありますし、小さな  
かもしれません、活動のイメー  
つかんでいただければと思います

などの情報弱者が増加しており、情報格差（デジタルデバイド）の解消が必要ですね」

障害者や高齢者が自立した生活を送れるよう公共施設を利用して、月一回、講習会などを開いています。

**特定非営利活動法人パソボラーサークル  
代表者：平井俊春**

代表者・末永卓也  
きらめき☆市民  
間 243182  
教授に登録して、こ  
れからパソコンの  
基本を学びたいと  
いうあなたを対象に、  
超初級講習会コ一  
スを行っています。  
パソコンの基本か



問一  
T 推進課題

33-1264

さがみ信用金庫パソコン俱楽部  
代表者・末永卓也  
問 243182

# (新)個人情報保護条例がスタートします!



高度情報通信社会の発達により、個人情報の利用は著しく拡大しています。

そこで、本市では、個人情報の保護制度を見直し、4月1日から新しい「小田原市個人情報保護条例」がスタートします。

◎行政総務課行政情報センター ☎33-1288

個人情報を保護するために平成4年に制定した個人情報保護条例を全面的に改正し、新たに個人情報の利用停止請求権や死者情報の開示請求権、市の職員や受託業者への罰則などを盛り込みました。

新条例の主な内容は次のとおりです。これからも個人情報をより適正に取り扱う市役所を目指していきます。

＊＊＊＊＊

市民の皆さんのがん利益の侵害を未然に防ぐために、盛り込まれた主要な項目

## ① 土地開発公社も対象に

土地開発公社が保有する個人情報も、個人情報保護条例の対象となります。

## ② 受託業者の責務

市の業務を受託したかたは、その契約で個人情報を適切に取り扱うために必要な取り決めを作り、漏えいや滅失などの防止に努めなければなりません。また、業務で知った情報を不正に他人に知らせたり、不当な目的に使用することも禁止します。

## ③ 死者情報の開示請求権を設けます

亡くなられたかたの個人情報には、従来開示請求権の規定がありませんでした。が、相続人に限り、開示の請求ができるようになります。

## ④ 利用停止請求権を設けます

自分の個人情報が個人情報保護条例に違反して収集されたと判断したときは、だれでも利用停止や消去の請求をすることができます。

また、個人情報保護条例に違反して市が開示している団体が保有する個人情報も、適正に取り扱われるようになります。そのための規定を設けました。

## ⑤ 出資団体の責務

市が開示している団体が保有する個人情報も、適正に取り扱われるようになります。そのための規定を設けました。

## ⑥ 苦情処理

個人情報の取扱いに関する苦情は、適切、迅速に対応するようになります。市役所の職員や市から出資している団体の職員が、正當な理由がないのに、個人情報を提供したり、職権を濫用して、不正に個人情報の収集を行ったときなどに、最高で2年以下の懲役や100万円以下の罰金とする罰則を設けました。

## ⑦ 罰則を設けます

なお、なりすましなど不正な手段により、他人の個人情報を開示請求をした者は、5万円以下の過料とする罰則も設けました。



小田原  
彩時記

## 総合計画審議会が後期基本計画案への答申を提出

◎企画政策課 ☎33-1405

新しい小田原市個人情報保護条例の本文は、行政情報センター(市役所4階)でご覧になれます。また、行政総務課のホームページにも掲載しています。  
[http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gyousei\\_soumu/index.html](http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gyousei_soumu/index.html)

本市のホームページ中の「条例と規則」にも掲載されています。

総合計画審議会が進めていた「ビジョン21おだわら」後期基本計画(計画期間:平成17年度~22年度)案の審議がこのたび終了し、2月8日に、今村洋一会長と富川正秀副会長から小澤市長に答申が提出されました。

答申では、後期基本計画案を「今後6年間のまちづくりを見通す総合計画として概ね妥当である」としながらも、「今後の市政運営にあたっては、協働・情報公開・説明責任の3つの視点を重視すべき」と述べています。

市では、答申を受けて最終調整を行い、平成17年度から後期基本計画をスタートさせます。



# 滞納整理の取り組み状況

平成16年度の本市一般会計歳入予算のうち、

市税の割合は約52%を占めています。

市税は本市が行うさまざまな事業の費用面での中心となるものです。しかし、厳しい経済状況などで、市税を滞納されるかたが増えています。

本市の徴税の現状はどうなのでしょうか。

●収納課 ☎33-1345



## 本市の取り組み

現在本市では、「滞納整理管理システム」を導入し、各種情報の管理一元化や事務処理の効率化を図り、滞納整理を進めています。

国税局OBの「徴収指導員」を任用し、研修などによる職員の資質向上や実務上の指導・助言を受けて、効果的な滞納整理に取り組むとともに、県税事務所と人事交流を行い、差押え財産の公売ノウハウや滞納整理の情報交換をしています。

また、「滞納整理強化月間」を設定し、平日の時間延長や休日の窓口開設などで納税相談や納税機会の拡大を行っています。また、「滞納整理強化月間中の時間延長や休日窓口開設の日時について、随時「広報おだわら」でお知らせします。

## 市税の滞納に対する 特別措置に関する条例

本市では、悪質な滞納者への行政サービスの制限や氏名公表を盛り込んだ全国初の条例を平成12年から施行しています。

現在まで、氏名公表をした例はあります。しかし、条例に基づく市税滞納審査会を毎年開催し、個別の滞納事案について研究・検討を行い、それらの意見を参考に滞納整理を進めています。

また、滞納者に対する行政サービスを制限することで、納税者との公平性を保ち、滞納の抑制を図っています。

## ◆◆税ニュース◆◆

### 入湯税を課税します

市内の鉱泉浴場(温泉施設)を利用されるかたに、4月1日から入湯税を課税します。

入湯税は、その使いみちが定められている目的税で、観光振興や環境衛生・観光・消防などの施設を整備するための貴重な財源になります。

税額は、1人1日に1回、宿泊を伴わない場合は100円、宿泊を伴わない場合は100円で、各施設の利用料金と一緒に支払うことになります。

なお、年齢が12歳未満のかた、共同浴場・一般公衆浴場を利用するかた、入湯料金が1,200円以下の場合は課税しません。

### 軽自動車などをお持ちのかたへ ～廃車手続きは3月中に～

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車やオートバイをお持ちのかたに1年分が課税されます。

すでに車両がない場合でも、廃車や譲渡の手続きが終わっていないと、毎年税金がかかりますので、3月末日までに手続きをしてください。

なお、盗難にあった場合は、警察への届け出は別に、市役所での手続きが必要になります。車種により登録が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

●制限している行政サービスや許認可  
●市営住宅入居募集、低公害車購入補助  
●勤労者住宅賃料利子補給など

## 滞納者への徴税手続き

市税は、収入や資産に応じて負担するものでほとんどのかたは納期限までに納付していただいています。しかしながら、納期限までに納付されないかたには、文書による催告や職員が自宅や勤務先に電話、訪問をし、納付を促しています。

再三の催告にもかかわらず納付されない場合は、他の納税者との公平性を保つため、法律に基づき財産(不動産、預貯金・給与・生命保険など)を調査し、滞納処分として、差押えをします。差押え後もなお滞納が続く場合は、

差し押えた財産の公売や取り立てを行います。その代金を滞納している市税にあてます。

平成17年2月8日には、県と共同で差押された不動産の公売を行いました。14件の電話加入権の公売や預貯金の取り立てを行いました。



### 納期限内の納付が困難な場合は お早めに納税相談を!!!

特別な事情により、納期限内の納付が困難な場合は、お早めに納税相談にお越しください。職員が事情をお聞きし、納税方法などの相談をお受けします。



# 小田原城 今昔物語

小田原城の「いま」と「むかし」をご紹介してきましたこのシリーズ。最終回は、江戸時代にタイムスリップして小田原城に登城しましょう。

文化財保護課 ☎33-1717

東京駅から新幹線でわずか40分足らず。しかし、昔は江戸から一日間を要しました。今と昔は随分と差がありますね。昔を想像しながら登城してみませんか。

## 昔の登城ルートを歩く——二の丸御殿へ

藩主の命令を受け江戸の小田原藩上屋敷を出発した藩士一行は、東海道を一路小田原に向かい、ようやく城下町の入口である「江戸口見附」を通り抜けます。今は国道1号線の浜町歩道橋がある場所に、城下町の東の出入口を警護する重要な門があつたのです。

そして、その両側には城下町を取り囲んでいた、国時代に築かれた大きな土塁が残っています。新玉小学校南側に残る「蓮上院土塁」はその名残です。ここを通過すれば小田原城下、やつとふるさとに着いたと思ったことでしょう。

翌日は、いよいよ登城です。今は鐘つき堂になっている大手門から城内に入りますが、市民会館東側の国道1号線は「御成道」といって、当時は将軍家の専用道路。藩主も通行をはばかっていました。その者は浜手口、今になりやすい交流館前から大手口に向かいました。

大手門から三の丸に入り、両脇の家老屋敷を眺めながらお堀端に

着くと、正面に二の丸櫓が見えます。左手の馬出門(土橋(めがね橋))を渡り、馬出門をくぐり馬屋曲輪に入ると住吉松

という松があり、その向こうには銅門がそびえ立ちます。小田原城の大

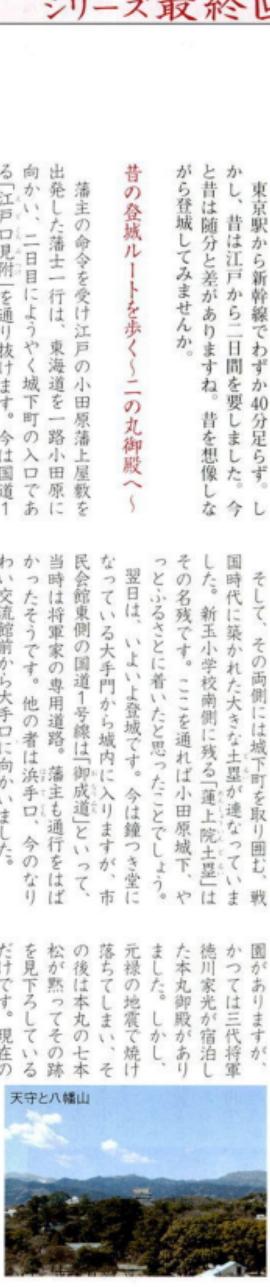
手の勇壮な光景を久

ぶりに目の当たりにし、気持ちも引き締まることでしょう。銅門を

どおり、二の丸広場にあつた御殿へ出向いて

用を済ませます。二の丸御殿は、藩主が小田原に帰城したときの住まいであるとともに、蒲の政府でもあつたのです。

その後、天守の番を仰せつかつてゐる古い友人を訪ねることにしました。今は菖蒲が植えられていますが、当時はとても深かつた本丸堀にかかる常盤木橋を渡り、坂を登ると常盤木門。そしていよいよ本丸です。今は動物



天守と八幡山



園がありますが、かつては三代将軍

徳川家光が宿泊した本丸御殿がありました。しかし、

元禄の地震で焼け落ちてしまい、その後は本丸の七本

松が黙つてその跡を見下しているだけです。現在の

本丸のクロマツはこの七本松の子孫と言わ

れています。

友人が、普段は厳重に閉ざされた天守の点検に行くというのでこつそりとついて行きました。最上層から城下を一望し、気持ちを新たなものにしました。恵み豊かな相模湾と緑豊かな箱根山の稜線は、今も昔も変わりません。

このお話をまつたくの創作ですが、もし

かしたら江戸時代に本当にこんなことがあつたかもしれません。皆さんも小田原駅からお堀端通りに回って、江戸時代を思い浮かべながら、馬出門土橋から登城してみませんか。

本市では、小田原城をかけがえのない郷

土の遺産として永久に保存し後世に伝えて

いくとともに、皆さんが当時のことを思い

浮かべやすいように残された遺跡を着実に

整備していきたいと考えています。

小田原城が幾多の変遷を経ながらも今日に伝えられたのは、私たちの先人が大切に守つてくれたからです。私たちも次の世代へと大切に引き継いでいきたいですね。

あなたのお宅にも、まだ知られていない「一枚の古い写真」が残されているかもしれません。少しでもお城が写っていれば、それは大変貴重な資料となります。もし、そのような写真がありましたら、ぜひお知らせください。

本市が2月1日から  
平成5年度[小田原市都市景観条例]

を施行し、景観行政に取り組んできた  
小田原市。よりきめ細かい景観行政を  
目指し、景観行政団体になりました。

②都市計画課 ☎ 33-1573

景観行政団体とは、地域の特色に対応した景観計画を定めたり、建築物のデザインや色彩を規制できるようになる地方公共団体。昨年6月に設立した「景観委員会」により、都道府県の同意があれば「景観行政団体」となることができます。

景観行政団体と、地域の特色に対応した景観計画を定めたり、建築物のデザインや色彩を規制できるようになる地方公共団体。昨年6月に設立した「景観委員会」により、都道府県の同意があれば「景観行政団体」となることができます。

今後は、豊かな自然や歴史的資産を生かしながら、快適で個性ある美しい都市に育ててください。そのため、色彩や屋外広告物などのあり方について市民の皆さんのご意見を伺いながら検討を進め、景観法に基づく制度への移行作業を進めていきます。

なお、景観法では市民の皆さん自らが景観づくり提案できる制度も創設されましたので、ご不明な点はご連絡ください。

## 景観行政団体に

文化・まなびのスポット

## 市民学習フロアがオープン

●生涯学習課 ☎ 33-1721

文化・学びの活動  
の場として、気軽に仲間が集まる「市

民学習フロア」が、3月19日㈯、小田原駅前ビル(旧丸井ビル)4階にオープンします。

3月中は、特設展示、記念講座などを開きます。ぜひお越しください。



### ●オープニングセレモニー

日時 3月19日㈯ 11時

〔仮〕小田原文化展

日時 3月19日㈯ 30日㈬

9時～18時(19日は10時～)

### ●オープニング記念特別展

期日 3月19日㈯～21日㈪

小物作りなど気軽に参加できる講座を行います。

詳しくはお問い合わせください。

小田原市教育委員会生涯学習課

〒250-0850

小田原市教育委員会生涯学習課

●4・5・6月の学習室などの使用申請受付

日時 3月18日㈮ 8時30分から整理券を配布、9時から抽選します。

※当日は、使用目的別に①展示②文化・学習活動③会議そのほかの順に

抽選します。

※使用料は有料の予定です。また、

當利目的、政治活動などには使用で

きません。詳しくはお問い合わせく

ださい。

●オーブン方法

3月18日㈮まで(消印有効)

トします。なお、申込多数の場合は、

抽選となります。

そこで、50人に、CDをプレゼン

トします。なお、申込多数の場合は、

白秋の童謡を収録したCDが完成し

ました。

そこで、50人に、CDをプレゼン

新作童謡の  
CDプレゼント

昨年開いた  
「第2回全国童謡  
フェスティバル」

白秋「小田原」で  
誕生した新作童謡「ふ  
しきふしき」「まんの  
はつば」は  
か、第1回最優秀作品の「ねすみが  
かじる」「いつもの道」、さらに北原

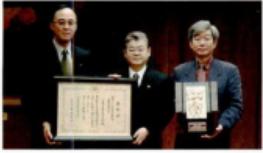
白秋の童謡を収録したCDが完成し

ました。

そこで、50人に、CDをプレゼン

トします。なお、申込多数の場合は、

白秋の童謡を収録したCDが完成し



「街のみ再発見!展」を中心とした銀座まちかどギャラリーの開催です。

市では地域に根ざした商店街の活性化を支援する仕組みとして「小さな核街地づくり推進プロジェクト」を設置する

チーム」を設置する

など、魅力ある地域商店街の再生に向けた取り組みを強化しています。

開設③商店街の風景などを題材とした

小田原駅近くの小田原銀座商店会が

●産業政策課 ☎ 33-1511

## 地域づくり総務大臣表彰」を受賞

# 中心市街地

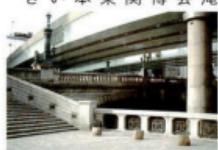
## 活性化フォーラム事業を 展開しています

小田原の文化的・歴史的資源を掘り起こし、中心市街地の魅力の再確認を図る活動を通して、中心市街地のまちづくりへの関心を高め、今後の活動の方向を探る「中心市街地活性化フォーラム事業」を国に支援を受けて行っています。

○産業政策課

☎ 33-1519

「白本橋・小田原なりわい交流まつり」  
日時 3月6日(土) 11時～16時  
場所 東京・日本橋(滝の広場)など  
内容 テーマ商品の展示・販売  
①職人技の実演  
②体験コーナー  
③小田原のPRコーナー



- ④各まちづくり活動支援事業の活動報告
- なりわい歳時記再現事業
- 街かど博物館応援作品大募集!!
- 街かど博物館ネットワーク事業
- 中心市街地魅力スポット・豆知識ブック作成
- 小田原まちづくりネットワーク
- ①「フォーラム・車座」
- 来場のかたがたとコーディネーター



# 中心市街地活性化フォーラム事業を

## 展開しています

本市ではこれまで、「中心市街地活性化フォーラム事業の一環として、小田原宿なりわい交流館などを舞台に、小田原に伝わる四季の行事を再現する」なりわい歳時記再現事業など、さまざまなものを行ってきました。

3月12日(土)には、これら事業の集大成となる「中心市街地活性化フォーラム」を開きます。皆さんのお越しをお待ちしています。

また、専門家から中心市街地が持つ歴史・文化資源を生かしたまちづくりの講演をいただき、皆さんと一緒に今後のまちづくりの方向性を考えます。

日時 3月12日(土)13時～16時  
場所 市民会館

内容

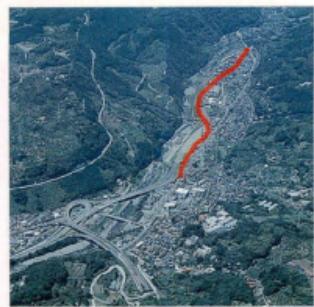
○基調講演

〔「仮題 古い歴史や文化を今に生かすには」〕

梅原真さん  
デザイナー・梅原真さん

○街かど博物館応援コンペティションの総合グランプリ・優秀賞の発表





国県事業促進課 ☎ 331529  
国土交通省横浜国道事務所  
☎ 045-316-3535

# 小田原箱根道路 一部開通!!



都市計画道路国道1号小田原箱根線（小田原箱根道路）の一部が開通します。

この道路は、交通混雑の著しい国道1号の風祭地区から箱根町山崎地区的約2.2kmの区間に、国道1号のバイパス道路として、平成8年から国土交通省横浜国道事務所により建設が進められてきましたが、このたび、現在の箱根口IC（風祭地区内）から箱根新道に直結する部分が開通することになりました。

開通に先立って、2月12日にプレイベントが行われました。

招待された小学生の皆さんには、道路に「らくがき」したり、道路清掃車などの試乗体験をして、開通後には絶対できない、道路上での遊びを楽しみました。

今回的一部開通により、箱根新道へは箱根口ICから乗入れ可能となり、慢性的な交通混雑の緩和が期待されます。

なお、開通は3月末の予定です。



開通プレイベントで道路に絵を描く、市内大窪小学校、箱根町湯本小学校の皆さん

心におみやげ、  
見つけて小田原。